

## 第 17 号議案

### 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 44 年亀岡市条例第 12 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

### 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 44 年亀岡市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 3 項第 1 号の備考に次のように加える。

3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその 5 割相当額を加算した額とする。

別表第 3 第 3 項第 2 号中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 の次に次のように加える。

4 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める額の 5 割相当額を加算する。

別表第 3 第 3 項第 3 号中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にそ

の5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第4号の備考に次のように加える。

- 5 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。（ただし、ウォータースライダー、更衣室ロッカー及び売店の使用を除く。）

別表第3第3項第5号の備考に次のように加える。

- 4 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。（ただし、コインランドリー及びレストランの使用を除く。）

別表第3第3項第6号中「基本使用料」を「使用料」に改め、同号の備考に次のように加える。

- 4 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第7号の備考に次のように加える。

- 3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第8号中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

- 4 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額を加算する。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡運動公園及びさくら公園の有料公園施設（目的外使用施設等を除く。）を市外居住者等が使用する場合は、使用料を5割増しとすること。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。